

首都圏向けデジタル広告業務委託 要求水準書

1 業務名称

首都圏向けデジタル広告業務（以下、「本業務」という。）

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 背景・目的

我が国においては、経済・政治・文化の中心地である東京を中心とした首都圏に人口や資源、企業が集中し、東京一極集中の状態が続いている。この状況は、地方の活力低下や地域間の格差拡大の一因となっており、政府や地方自治体は、地域の持続可能な発展を目指し、地方創生や新たな地方政策を推進しているところである。

本市においても、首都圏からの転出超過の傾向を打破するため、移住支援金の支給などとともに、本市ブランドメッセージ「住むほどに好きが深まる 姫のまち」を旗印として、本市が都市機能と豊かな自然を併せ持ち、にぎわいと魅力にあふれ、生き生きと暮らせるまちであることをPRするなど、移住・定住の促進を図るための施策を展開している。

本事業は、こうした施策の一環として、ターゲット層への訴求力があり、高い費用対効果が期待できるデジタル広告を活用したプロモーションを行い、世界遺産姫路城にとどまらず、多様で多彩な魅力を持つ本市で実現できる暮らし方や移住促進に向けた取組を首都圏に向けて広く発信し、移住者の増加につなげることを目的としている。

4 デジタル広告の定義

本業務におけるデジタル広告とは、インターネットやデジタル技術を用いた広告活動を指すが、加えて、紙媒体にQRコードを掲載したポスターや、デジタルと紙媒体を融合させた広告もデジタル広告に含む。これにより、多様な接点からターゲットにアプローチし、最大限の効果を図ろうとしている。

5 メインターゲット

本事業は、以下のターゲット層に対し、本市の魅力や住環境の良さ、本市の特長ある施策を効果的に伝える広告戦略を期待している。

- (1) 地域：東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県内に居住する者
- (2) 属性：未就学児や小学生の子どもを育てる父母

6 活用する広告媒体

本事業は、多様な広告媒体を駆使することで、より広範囲かつ深いリーチを実現し、効果的な情報発信を期待している。

(1) 必須とする媒体

Web 広告（インターネット上のメディアに掲載される広告）（例：ディスプレイ広告、動画広告、SNS 広告など）

(2) 提案を求める媒体

上記に加え、ターゲット層に効果的にリーチできると考えられるデジタル広告（例：主要ターミナル駅等でのサイネージ広告やQRコードを記載した紙媒体広告など）

7 業務内容

本事業で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

(1) Web 広告の実施

本市が「多様なニーズに対応でき、にぎわいと魅力にあふれ、生き生きと暮らせるまち」であることを念頭に、本市の魅力や本市が実施する施策を伝えるためのテーマを以下のとおり設定し、Web 広告を展開すること。

ア 配信期間、テーマ、内容

配信期間 令和8年2月25日（水）～3月31日（火）

テーマ 姫路市で子育て、姫路市で成長する

内 容 本市の住環境や生活利便性、子育て環境、子育て支援、移住支援金、教育環境、史跡・文教施設の充実等

イ 広告媒体の選定

メインターゲットに訴求し得る Web 広告媒体を選定し、広告事業を実施すること

ウ コンテンツの制作、運用

テーマに対し、姫路市のデータや情報を分析し、メインターゲット層に響く PR ポイントを選定し、ランディングページなどのコンテンツを制作すること

エ コンテンツの制作にあたり参考となる本市ホームページの例

姫路市移住定住促進サイト

(https://www.city.himeji.lg.jp/himeji_brand/index.html)

姫路市の主要事業の概要

(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000004069.html>)

姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」

(<https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/>)

子育てガイドブック

(<https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/0000013402.html>)

教育行政と取り組み

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/category/2-5-7-0-0-0-0-0-0-0.html>)

姫路市のテレビ番組

(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000007388.html>)

姫路市の企業立地について

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000000425.html>)

播磨地域密着型就職支援サイト「JOB 播磨」

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000010889.html>)

オ その他

(ア) 作成する Web コンテンツを格納するサーバは、受託者において用意すること。なお、動画コンテンツを作成した場合においては、当該動画を姫路市公式 YouTube チャンネルに掲載することとする。

(イ) Web 広告の実施に係る広告先への手続きやコンテンツ管理等、運用の一切は受託者において行う。

(2) Web 広告以外の媒体を活用した広告

本事業の効果の最大化を図るため、Web 広告以外の媒体も併せて展開すること。

ア 実施期間や媒体の種類

提案による。

イ 発信内容

Web 広告と連動しつつ、一貫性のある訴求メッセージ、デザインとすること。

(3) 制作物に係る品質管理と本市との協議

受託者は、以下のとおり制作物の品質管理体制を構築するとともに、広告実施前に本市と協議を行い、承認を得るものとする。

ア 中間レビュー

受託者は広告コンテンツの制作段階で定期的に進捗・品質を確認し、必要に応じて修正を行うこと。また、制作物のデザイン・構成・概要がまとまった時点で本市と協議を行い、その内容について承認を得ること。

イ 最終確認

受託者は、内容・品質・仕様に関する最終検査を実施し、瑕疵や不備があれば修正を行い、広告開始 3 日前までに本市に制作物を提示し承認を得ること。

(4) 広告開始後の報告

実施期間中に随時広告の効果を図るため、インプレッション数やクリック数などの指標を 1 週間ごとに報告すること。

(5) 本市との連絡調整

本市と十分な連携を図るとともに、緊急時の連絡体制を確保するため、連絡窓口となる業務担当者を選定し、連絡調整業務を実施すること。また、当該業務に関する本市

との打合せを、契約締結後1週間以内、2月中旬、3月中旬の最低3回は実施することとし、各回の資料は受託者において準備することとする。

(6) トラブル発生時の対応

受託者は、広告内容や運用に関してクレームやトラブルが発生した場合、速やかに本市に報告し、指示に従って対応策を講じるものとする。

8 成果物

受託者は、本業務の完了に際し、次に掲げる成果物を本市に提出すること。提出期限は令和8年3月31日とする。

(1) 業務完了報告書

実施内容（掲載時期、発信媒体、効果検証等）の実施結果を記載し、PDF形式及びWord形式で提出すること。

(2) コンテンツ一式

本事業で作成した広告コンテンツ一式をJPEG、PNG、MP4、HTMLファイルなど、各コンテンツの最適フォーマットで納品すること。納品方法は本市が指定するオンラインストレージにアップロードすることとする。

9 その他

(1) 知的財産権の取扱い

本業務で作成・提供されたすべてのコンテンツ（画像・動画・文章・プログラム等）の著作権、その他の知的財産権は、すべて本市に無償譲渡されるものとする。

ただし、受託者が既に保有する著作権やライセンスを有する素材については、別途権利範囲と条件を明示し、その範囲内でのみ使用できるものとする。

本市は、納品物に関する著作権を自由に利用・改変・二次利用できるほか、第三者に対しても使用許諾を行う権利を有する。

受託者は、第三者の著作権やその他の権利を侵害しないことを保証し、万一侵害が判明した場合は速やかに解決し、補償責任を負う。

(2) 法令遵守事項

受託者は、本業務の遂行にあたり、以下の法令・ガイドラインを遵守するものとする。

ア 個人情報保護法

取得・利用・管理にあたっては、適正な手続きを行い、個人情報を漏洩しない措置を徹底する。必要に応じて、本人の同意取得や適正な管理体制を構築すること。

イ 著作権法・知的財産権法

第三者の権利を侵害しない素材・情報のみを使用し、必要な権利許諾を取得すること。

ウ 広告規制・景品表示法

虚偽・誇大な表現や、不当表示を行わないこと。内容の適正性を保つこと。

エ 電気通信事業法・インターネット関連法規

通信の安全性・透明性を確保し、不正アクセスや迷惑行為を防止する措置を講じること。

オ その他の関係法令

労働法、労働安全衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守すること。

- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 要求水準書等に定める事項及び本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) 要求水準書等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。
- (6) 諸般の事情により、本市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。